

| | |
|---------|-----------------------------|
| 氏名(本籍) | さ さ き た ろ う 佐々木 太郎 (茨城県) |
| 学位の種類 | 博 士 (農 学) |
| 学位記番号 | 博 甲 第 3079 号 |
| 学位授与年月日 | 平成15年3月25日 |
| 学位授与の要件 | 学位規則第4条第1項該当 |
| 審査研究科 | 農学研究科 |
| 学位論文題目 | 森林村事業における森林保全と小農創設 |
| 主 査 | 筑波大学教授 農学博士 餅 田 治 之 |
| 副 査 | 筑波大学教授 農学博士 成 田 雅 美 |
| 副 査 | 筑波大学教授 農学博士 佐 藤 政 良 |
| 副 査 | 筑波大学助教授 農学博士 増 田 美 砂 |

論 文 の 内 容 の 要 旨

タイにおける国有林をめぐる森林問題の背景には、荒廃した森林の維持・管理という環境保全の必要性と同時に、多くの土地なし農民に対する農地造成のための国有林の開発・解放という、相矛盾する二つの社会的要請があった。このベクトルの異なる二つの要請に応えるため、タイでは1975年、森林局によって森林村事業が開始された。本論文の目的はそのタイの森林村事業を対象として、事業開始から四半世紀が経過した今日時点で、この目標がどのように達成され、何が問題として残っているのかを事業の実態に即して明らかにすることにある。また、森林村事業は住民参加という意味でいわゆるコミュニティ・フォレストリーのひとつと位置付けられている。そこで、研究対象地域として、①トップダウン方式の管理が継続されており、政策目標がそれなりに達成されている村、②政策意図が住民に十分に伝わらずに、制度が曲げられて運用されている村、③政策意図が住民に伝わることで、その後の内発的な土地利用秩序の形成が確認されている村、という性格の異なる三つの村を選定し、住民参加の理念と実態を明確にして政策評価を行った。

上述のような背景の下で、森林村事業+は、国有林における森林再生のための造林と、国有林内における農地造成とその分配による小農創設という、相反する二つの目的を同時に両立させ得る画期的政策として位置付けられた(第一章)。そのため森林村事業では、国有保全林内の事業地を、保全を目的とした水源域での造林予定地と、土地なし農民に対して限定的な条件の下で土地を貸し与える地域という二つの土地利用に区分した。造林事業では土地を貸し与えた農民を労働者として雇用し、荒廃した国有保全林を回復した。一方、土地なし農民には土地の完全な所有権ではなく、暫定的な耕作権が与えられ、その権利には制約条件が課せられた。これは、森林村の経済基盤が不安定で農民が耕作権に極度に依存するために、売買などによる土地の流動化を防止するための措置であった。これから、森林村民の経済的性格が、当初の造林労働者という労働者範疇から、自作農という小農範疇へと移行し、最終的に地域として経済的に自立することをこの政策は想定したことが分かる。暫定耕作権は土地政策の展開により、国有保全林の外部で発行されるその他の土地証書との統合性を持つに至り、自作農創設という経済的目的を持った森林村事業での目的が、近代的土地所有権の確立というより広い社会的な政策課題へと昇華したことを意味している(以上、第一部)。

続く第二部では、以上で明らかにした政策目標と事業地での実態との乖離について検討した。まず、調査地のある東部内陸地域の経済的特徴と、その地域における商品経済の急速な展開を概観した(第三章)。第四章から六

章では、森林村内に耕作権設定地を保有する世帯を対象として実態分析を行った。その結果、小農創設という事業目的に反して、森林村では自作農への展開を十分に果たすことなく農民層の分化・分解が進行し、多くの農民が出稼ぎや周辺地域の雑業労働者へと転落していることが明らかとなった。森林村事業では、造林による国有保全林の再生という側面については一定の成果は上がったものの、自作農創設による地域社会の自立という面については必ずしも成功とはいえないわけである。また、森林村事業における住民参加の形は、造林事業における雇用労働力としての従事に過ぎなかった。今日注目されているコミュニティ・フォレストリー政策では、地元住民が計画の策定や評価に決定権を持つため、地域社会や経済的実態に合わせた森林利用が可能となる。しかし、森林村事業はトップダウン的な政策で、政策当局により政策理念が一方的に住民に押しつけられる可能性があった。だが、現地調査の結果、地元住民が政策的に与えられた土地制度を自ら再編・強化している例や、保全林事務所が農民自身の動きを政策に取り込むケースが見られ、トップダウンの政策の中でもその運用面ではボトムアップの可能性が示唆された(第四・五・六章)。現在、タムボン自治体を主体とした地方分権化が議論されているがその財政的自立は困難であり、森林村は森林局の財政的補助を受ける必要がある。森林村の内発的な動きを尊重しながら、それを政策へ取り込む政策の仕組みを確立し、国有林をめぐる二つの社会的要請に答えていく必要がある(第七章)。

審 査 の 結 果 の 要 旨

本研究は、事業開始から四半世紀が経過したタイの森林村事業を対象として、詳細な実態調査に基づいてその評価を行ったものである。これまでタイの森林村事業について現場からの詳細な分析は行われておらず、この成果は、今後タイにおける森林政策の基本方向を定める上で重要な指針となる。さらにタイに限らず、発展途上国における森林再生の手法を考える上でも、本研究の成果は貴重な情報を提供することになる。

よって、著者は博士(農学)の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。